

岩倉市障がい者活躍推進計画 令和7年度の実施状況等の公表

令和8年6月12日公表

岩 倉 市
岩 倉 市 議 会
岩倉市選挙管理委員会
岩 倉 市 監 査 委 員 会
岩 倉 市 教 育 委 員 会
岩 倉 市 公 平 委 員 会
岩倉市消防本部・消防署
岩 倉 市 農 業 委 員 会
岩 倉 市 水 道 事 業

岩倉市障がい者活躍推進計画に基づき、令和7年度における計画の実施状況等について下記のとおり公表します。

1 障がい者の任免状況（令和7年6月1日現在）

法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数…A	障がい者である職員数…B	実雇用率… (B/A) ×100	法定雇用率
504.5 人	15.0 人	2.97%	2.8%

2 計画の実施状況

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

- ・ 障害者雇用推進者として、総務部秘書人事課長を選任している。
- ・ 障害者職業生活相談員として、総務部秘書人事課統括主査（人事グループ長）を選任している。（愛知労働局の主催する障害者職業生活相談員資格認定講習受講済。）その他、障害者職業生活相談員としての知識を有する職員を増員するため、障害者職業生活相談員資格認定講習を1名が受講済みである。
- ・ 総務部秘書人事課において、障がい者である職員の相談窓口を設置し、随時相談を受け付けている。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・ 障がい者である職員及び支援機関との面談を随時実施し、業務の適正、仕事や生活などで困りごとはないかなどの確認を行っている。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては必要な配慮等の有無について把握し、必要に応じて措置を講じることとしている。
- ・募集、採用にあたっては、以下の取扱いは行わないこととしている。
 - ① 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。
 - ② 自力で通勤できることといった条件を設定すること。
 - ③ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
 - ④ 「就労支援機関に所属・登録しており、任用期間中支援が受けられること。」といった条件を設定すること。
 - ⑤ 特定の就労支援機関のみの受入れを実施すること。
- ・働きやすい環境整備のため、時間単位の年次有給休暇や病気休暇等の各種休暇の利用を促進している。
- ・障がい者である職員本人からの申し出により、産業医に健康状況等の相談できる機会を設けている。